【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 47) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動))(地方税 43)
		② 上記以外の税目	不動産取得税:外、固定資産税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制その他各種中小企業向け税制の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を同一の大規模法人に所有されている法人等は除外されている(措令 27 の4⑰)。 このため、銀行等の投資専門子会社が事業再生又は事業承継等を目的として中小企業へ出資を行う場合であっても、当該出資先企業が中小企業にもかかわらず大企業による出資や役員支配により実質的に大企業の影響下にあると判断される企業(「以下、みなし大企業」という。)に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。
			《要望の内容》 事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の適用対象となる中小企業者の判定において、当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うよう所要の措置を講ずることを要望する。
			《関係条項》 【租税特別措置法】 第 42 条の4(研究開発税制) 第 42 条の6(中小企業投資促進税制) 第 42 条の 11 の3(地方拠点強化税制) 第 42 条の 12 の4(中小企業経営強化税制) 第 42 条の 12 の5(中小企業向け賃上げ促進税制) 第 42 条の 12 の6①②(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制) 第 42 条の 13⑤(特定税額控除制度の不適用措置) 第 43 条の2(被災代替資産等の特別償却) 第 44 条の2(中小企業防災・減災投資促進税制) 第 52 条の2(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例) 第 56 条(経営資源集約化税制) 第 66 条の 13(オープンイノベーション促進税制)

				第 67 条の5（少額減価償却資産の特例） 【不動産取得税】 地方税法附則第 11 条第 13 項（事業承継等に係る不動産取得税の課税標準特例） 【固定資産税】 地方税法附則第 15 条第 43 項（先端設備等導入計画に係る固定資産税の課税標準特例）
5	担当部局			中小企業庁事業環境部金融課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和9年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯			―
8	適用又は延長期間			各税制に準ずる
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　地域の中小企業においては、経営者の高齢化や後継者不足の進展により、事業承継及び事業再生の必要性が高まっている。他方、事業再生や事業承継の局面では財務基盤が脆弱化しやすく、金融機関による融資のみならず、資本性資金の供給を通じた経営基盤の強化が重要となっている。 　このため、銀行等の投資専門子会社によるリスクマネー供給を促進し、地域企業の事業価値向上、雇用維持及び地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。 　また、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用を可能とすることにより、生産性向上のための設備投資や賃上げを促進し、持続的な成長を実現することを目的とする。 　なお、株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）については、コロナ以降の中小企業の事業再生ニーズに応えるため、業務範囲を銀行法と同等になるよう株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）を改正した（2025 年 6 月改正法施行）。2026 年 4 月～組織再編を行い、5つの事業本部制に移行したが、そのうちの一つに「ターン・アラウンド事業本部」という事業再生を専門で行う部署を設置した。中小企業の伴走支援とあわせて、エクイティサイドの支援を行うことにより、中小企業の事業再生支援を強化していく方針。
				《政策目的の根拠》 「成長投資を促進するための金融戦略」（令和8年7月 21 日）（抜粋） 　中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。

		②	政策体系における政策目的の位置付け	7．中小企業の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	銀行等の投資専門子会社による資本供給を通じて、事業再生企業の経営改善や事業承継企業の事業継続などを実現する。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	銀行等の投資専門子会社の出資先企業が、中小企業向け税制措置を継続して活用できることにより、当該出資先企業において設備投資や研究開発投資などの実施を促進し、中小企業の持続的成長及び企業価値向上に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	令和9年度　:204 件 令和 10 年度:204 件
				【算定根拠】 銀行等の投資専門子会社による事業再生・事業承継等を目的とした出資実績をもとに推計した。近年、商工中金も含めた地域金融機関において事業承継及び事業再生支援への取組が強化されており、投資専門子会社を活用した資本性資金の供給需要は今後も継続すると見込まれる。 （参考） 令和8年度実績:204 件
		②	適用額	令和9年度　:32 百万円 令和 10 年度:32 百万円
				【算定根拠】 投資専門子会社から出資を受ける企業について、特に中小企業税制でも適用実績が多い①少額減価償却資産の特例、②中小企業投資促進税制及び③中小企業経営強化税制の活用を仮定し推計した。 （1）1件当たりの課税標準額 ①少額減価償却資産の特例 適用総額 3,847 億円÷669,306 件＝574,774 円 ②中小企業投資促進税制 特別償却　1,987 億円・・(1) 税額控除　1,030 億円・・(2) ((1)＋(2))÷54,478 件＝5,538,332 円 ③中小企業経営強化税制 特別償却　4,792 億円・・(1) 税額控除　595 億円・・・(2) ((1)＋(2))÷20,558 件＝26,203,072 円 ⇒①＋②＋③:1件当たりの課税標準額 32 百万円 （2）適用件数 ①少額減価償却資産の特例 適用総数 669,306 件÷中小法人の総数 2,980,458 社＝22%

				適用数 204 件×22%＝46 件 ②中小企業投資促進税制 適用総数 54,478 件÷中小法人の総数 2,980,458 社＝2% 適用数 204 件×2%＝4件 ③中小企業経営強化税制 適用総数 20,558 件÷中小法人の総数 2,980,458 社＝1% 適用数 204 件×1%＝1件 （出典）適用総額・適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和6年度）」より記載（税額控除の適用総額は推計のうえ記載）。 中小法人（資本金1億円以下）の総数は、「令和6年度分　会社標本調査　－調査結果報告－」より記載。 （参考）出資を受けた企業が以前活用していた中小企業税制について、投資専門子会社に対するヒアリングにより確認。
		③	減収額	令和9年度　:31 百万円 令和 10 年度:31 百万円
				【算定根拠】 ①適用件数、②適用額より国税及び地方税の減収額を試算。 ※国税　:法人税、地方法人税、防衛特別法人税 地方税:事業税、特別法人事業税、法人住民税
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 銀行等の投資専門子会社は、一般事業会社のように出資先企業を恒久的に支配することを目的とするものではなく、事業再生や事業承継等を通じて企業価値向上を実現した上で投資回収を図る主体である。 しかしながら、現行制度では投資専門子会社が一定割合以上出資した場合、出資先企業がみなし大企業に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。この結果、設備投資や研究開発投資等に係る特例措置を受けられなくなり、事業再生や事業承継等の実効性が低下するおそれがある。 本措置により、中小企業向け税制措置の継続利用が可能となることで、投資専門子会社による出資と各種税制措置との相乗効果が発揮され、出資先企業の経営改善及び企業価値向上が促進される。
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置は、投資専門子会社による資本供給機能を十分に発揮させ、中小企業の持続的な成長及び地域経済の発展に寄与するものである。
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―

		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、銀行等の投資専門子会社による事業再生・事業承継支援等に係る資本供給を促進し、出資先企業の設備投資、生産性向上及び賃上げを後押しするものである。これにより、地域企業の持続的成長、雇用維持及び地域経済の発展が期待されるほか、中長期的には法人税等の税源拡大にも寄与することが見込まれることから、本措置については一定の政策的意義が認められる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による事業支配を目的とする投資ではなく、企業価値向上及び地域経済の維持を目的とするものである。 そのため、「大企業に実質的に支配される企業を中小企業税制の対象外とする」という現行制度の趣旨との整合性を損なうものではない。 したがって、事業再生又は事業承継等を目的とし、一定期間のみ株式等を保有する銀行等の投資専門子会社による出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人から除外する措置を講ずることが政策手段として妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務づけ等はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	銀行等（主に地域金融機関）による事業再生・事業承継支援は、地域雇用の維持、地域産業の持続及び地方創生に直結するものである。 そのため、本措置は地域経済の活性化に資するものであり、地方公共団体が協力する相当性を有する。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			―